

本文書は、内部検討用です。この情報は、インターネット(ホームページSNS等)やチラシ等には掲載しないで下さい。取組報告を載せる場合には「小金井市が検討項目と内容についての概要・方向性を明らかにした」等の表記をお願いいたします。

| | |
|-----------------------------------|--|
| 小金井市条例(案20170428) | |
| 主訴は教育分野の意見が多く、条文にもそのような記載が散見されるため | |
| (条例名) | 障がいのある人もない人も共に学び共に生きる 社会を目指す 小金井市条例 |
| (前文) | <p>全ての人は、基本的人権を享有するかけがえのない個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有しており、障害の有無にかかわらず、誰もが互いにその人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる社会こそ、私たちが目指す小金井市である。</p> <p>しかしながら、依然として、障害及び障害のある人に対する誤解や偏見及びこれらに起因する障害のある人に対する不当な差別的取扱いが、存在している。このことが障害のある人の社会参加や自立を妨げる様々な社会的障壁となっている。</p> <p>このような状況において、市民一人一人が障がいを理由とする差別を身近な問題として捉え、障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じた適切な配慮について学び、及び実践することは、障害を理由とする差別を解消し、だれもが等しく平等である社会を目指す小金井市を実現することになります。</p> <p>このため、私たちは、障害のある人が、障害のない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に学び共に生きる小金井市の実現を目指し、この条例を制定する。</p> |

| | |
|------|---|
| (目的) | |
| 第1条 | この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。次条において「法」という。)に基づき、障害者に対する市民および事業者の理解を深め、障害者に対する差別をなくすことに関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、当該取組に係る施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって市民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。 |
| (定義) | |
| 第2条 | この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 |
| (1) | 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)難治性疾患、その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 |
| (2) | 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。 |
| (3) | 差別 正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不利益な取扱いをし、又は取扱いをしようとする事。 |

| | |
|----------|--|
| (基本理念) | |
| 第3条 | 障害者に対する差別をなくすための取組は、全ての障害者が、障害者でない者等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提として行わなければならない。 |
| 2 | 障害者に対する差別をなくすための取組は、差別の多くが障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を広げる取組と一体のものとして行わなければならない。 |
| 3 | 障害者に対する差別をなくすための取組は、様々な立場の市民がそれぞれの立場を理解し、相互に協力して行わなければならない。 |
| (市の責務) | |
| 第4条 | 市は、基本理念、および、法の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。 |
| (市民等の責務) | |
| 第5条 | 市民及び事業者は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。 |

| (相互理解の促進) | |
|---|---|
| 第6条 | 市は、市民及び事業者が障害及び障害者に対する理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 条文番号を変えて、別の表現等へ </div> | |
| (差別の禁止等) | |
| 第6条 | 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。 |
| 2 | 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。 |
| 3 | 差別と虐待が表裏一体の関係にあることを認識し、何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 他の差別解消条例でも、虐待を入れてないところが多い。 法との整合性や、条例の趣旨からすると、削除したいが、自立支援協議会での経過もあるので、現時点では、規定しているが、法務的なチェックのときに、できるかどうかは、未知数。 </div> | |

| (合理的配慮) | |
|---------|--|
| 第7条 | 市は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、前条第2項の規定の趣旨を踏まえ、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。 |
| (1) | 不特定多数の者が利用する施設(公共交通機関を含む。)を提供するとき。 |
| (2) | 意思疎通を図るとき及び不特定多数の者に情報を提供するとき。 |
| (3) | 商品を販売し、又はサービスを提供するとき。 |
| (4) | 不動産の取引を行うとき。 |
| (5) | 労働者の募集、採用及び労働条件を決定するとき。 |
| (6) | 医療又はリハビリテーションを提供するとき。 |
| (7) | 教育を行うとき。 |
| (8) | 保育を行うとき。 |
| (9) | 療育を行うとき。 |
| (10) | その他社会的障壁となって、障害者に対し日常生活又は社会生活に相当な制限を与えているとき。 |
| 2 | 市民及び事業者は、前項各号に掲げる場合には、前条第2項の規定の趣旨を踏まえ、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。 |

| (事業者における合理的配慮) | |
|----------------|--|
| 第9条 | <p>事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。</p> |
| (相互理解の促進) | |
| 第8条 | <p>市は、市民及び事業者が障害及び障害者に対する理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。</p> |
| 2 | <p>市長及び教育委員会は、児童及び生徒が障害及び障害者に対する理解を深めるための教育の重要性を認識し、その実施について相互に連携を図るものとする。</p> |
| | |

条文番号を変えて、別の表現等へ

| | |
|--------|---|
| (特定相談) | |
| 第9条 | 市民は、市に対し、障害を理由とする差別に関する相談(以下「特定相談」という。)をすることができる。 |
| 2 | 市は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。 |
| (1) | 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。 |
| (2) | 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。 |
| (3) | 関係行政機関等への紹介を行うこと。 |
| (4) | 次条の申立てに関する援助を行うこと |
| 3 | 市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3の規定に基づく小金井市地域自立支援協議会を運営する同法第77条の2の基幹相談支援センター等に、前号各号に掲げる事務の全部又は一部を委託することができる。 |
| 4 | 特定相談の事務に従事する者又は特定相談の事務に従事していた者は、正当な理由なく、特定相談の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 |

| (申立て) | |
|-------|---|
| 第10条 | 障害者は、自己に対する差別が行われた事実があると認めるときは、市長に対し、当該差別に係る事案(以下「事案」という。)を解決するための助言又はあっせんが行われるよう、障害を理由とする差別等の解消に関する助言(あっせん)申請書(様式)に記入し、申立てをすることができる。 |
| 2 | 障害者の保護者もしくは養護者又は障害者に関係する事業者もしくは関係機関その他関係者は、当該障害者に対する差別が行われた事実があると認めるときは、前項の申立てをすることができる。ただし、本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。 |
| 3 | 前2項の申立ては、その事案が次の各号のいずれかに該当するときは、することができない。 |
| (1) | 行政不服審査法(平成26年法律第68号)その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるものであって、行政庁の行う処分取消しもしくは変更又は行政庁の行う事実上の行為の撤廃もしくは変更を求めるものであるとき。 |
| (2) | 申立ての原因となる事実のあった日(継続する行為にあつては、その行為の終了した日)から3年を経過しているものであるとき(その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。) |
| (3) | 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。 |
| | |

| (事案の調査) | |
|------------|---|
| 第11条 | 市長は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について、相談支援事業者等(市から委託を受けて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項3号に規定する事業を行う者をいう。)と連携し、調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。 |
| 2 | 市長は、正当な理由なく前項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告することができる。 |
| (助言及びあっせん) | |
| 第12条 | 市長は、前条第1項の調査の結果、必要があると認めるときは、小金井市地域自立支援協議会設置要綱(平成19年4月1日制定)第1条に規定する小金井市地域自立支援協議会(以下「自立支援協議会」という。)に対し、助言又はあっせんを行うことについて説明を求めようとする。 |
| 2 | 自立支援協議会は、前項の諮問を求められた場合において、市長に助言又はあっせんの内容について意見したときは、市長は、事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。 |
| 3 | 自立支援協議会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明もしくは意見を聴き、又は資料の提出を求めすることができる。 |

| | |
|------------------|---|
| (勧告) | |
| 第13条 | 市長は、前条第2項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該差別をしたと認められる者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。 |
| -(意識の向上) | |
| 第15条 | あらゆる活動分野における障害者に関する定型化された観念、偏見及び有害な慣行(性及び年齢に基づくものを含む)に対して、障害者に関する社会全体の意識、障害者の能力及び貢献に関する意識を向上させること <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">条文番号を変えて、別の表現等へ</div> |
| -(虐待の禁止) | |
| 第16条 | 差別と虐待が表裏一体の関係にあることを認識し、何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">条文番号を変えて、別の表現等へ</div> |
| -(障害者等への総合的な支援等) | |
| 第17条 | 市は、障害者が地域の中で安心して暮らしていけるよう、日常生活等を営む上での課題及び障害の特性を理解し、当該障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援を行わなければならない。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">条文番号を変えて、別の表現等へ</div> |
| (その他) | |
| 第14条 | この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。 |
| 付則 | |
| 1 | この条例は、平成30年1月1日に施行する。 |

2

市長は、技術の進展、社会情勢の変化等、障害者に係る法制度の動向を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。